

令和6年度地方税制改正の概要について

1 個人住民税

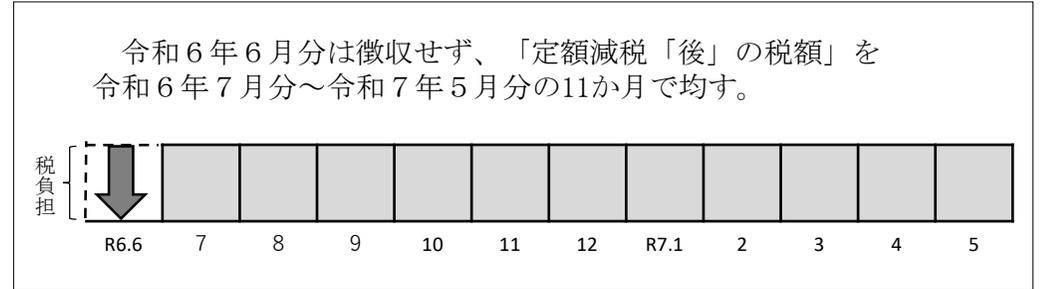
◎ 定額減税

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施

(注) 納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。

- 定額減税による個人住民税所得割の減収額は、全額国費で補填(本市の減収額: 227億円(見込))

【参考】定額減税の実施方法(例:給与所得に係る特別徴収の場合)



2 固定資産税

◎ 税負担軽減措置

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等を対象設備に追加した上、適用期限を2年延長

3 森林環境譲与税

◎ 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

- 「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(現行:5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(現行:3割)とする。
(本市の令和6年度譲与税額: 4.4億円(見込))

〔現行〕

5割: 私有林人工林面積
2割: 林業就業者数
3割: 人口



〔見直し案〕

5.5割: 私有林人工林面積
2割: 林業就業者数
2.5割: 人口